

【公開版】

# 日本原燃株式会社 再処理事業所の 再処理事業変更許可申請に係る 対応状況について

令和3年9月10日



日本原燃株式会社

# 1. 有毒ガス防護に係る対応状況について（経緯）

- 4月28日の再処理事業変更許可申請において、事業指定基準規則※<sup>1</sup>及び技術的能力審査基準※<sup>2</sup>の追加要求事項である有毒ガス防護措置について、影響評価ガイド※<sup>3</sup>に沿ってまとめた事業変更許可申請書及び整理資料を提出した。
- 5月17日の審査会合において、主として以下の点について指摘を受けた。
  - 既許可※<sup>4</sup>において議論し、反映済みである有毒ガス防護措置との関係整理（整合性の確認）が不十分であること
  - 追加要求事項に対し実施する有毒ガス防護措置について、事業変更許可申請書へ記載すべき事項の整理が不十分であること
- 6月28日の審査会合において、上記指摘事項に対する対応状況を説明する中で、十分な体制を構築するとともに、原燃として十分に検討した整理資料を一式提出するようにとの指摘を受けた。
- 7月16日及び8月19日に5月17日審査会合での指摘事項を反映した整理資料一式を提出したが、条文間のつながりや申請書本文／添付書類／補足説明資料への記載の考え方を明確にするなど、整理資料を改正中。

次ページより、指摘事項に対する対応状況及び今後の見通しについて説明する。

※1 再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

※2 使用済燃料の再処理の事業に係る再処理事業者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準

※3 有毒ガス防護に係る影響評価ガイド（原規技発第1704052号 平成29年4月5日原子力規制委員会決定）

※4 令和2年7月に許可された新規基準適合性に係る再処理事業変更許可申請

## 2. 指摘事項に対する対応状況及び今後の見通し(1/2)

### ■ 5月17日審査会合における指摘事項への対応

(※9月下旬を想定して記載)

指摘事項	No	指摘への対応項目	実施内容及び状況
有毒ガス防護に係る既許可との関係整理が不十分であること	①	既許可の申請内容の関係箇所の確認	有毒ガス防護に係る既許可の対応内容について申請書を網羅的に調査し、関係する記載事項を抽出するとともに、有毒ガスに係る条文と関係しない条文の整理を行う。(整理資料に反映済)
	②	関係箇所の条文毎の整理	条文毎に既許可の対応内容について、発生源、防護対象者、検知手段及び防護措置の観点で妥当性を確認し、条文間の関連性を整理する。(整理資料に反映済) (例) 設計基準：発生源・・・第9条(その他外部事象) 検知手段・・・第20条(制御室)、第26条(緊急時対策所) 防護措置・・・第20条(制御室)、第26条(緊急時対策所)
	③	影響評価ガイドに基づく既許可の対応状況の確認	条文間の関係性(上記②)を踏まえ、影響評価ガイドに照らして、有毒ガスに係る既許可の対応状況を条文単位で確認し、新たに整理資料に反映する事項を整理する。(整理済、整理資料での記載を精査中) (例) 第9条(その他外部事象) 発生源としては既許可で考慮済 影響評価ガイドに基づき対象となる有毒化学物質を明確化しており、その内容を整理資料に反映要
事業変更許可申請書へ記載すべき事項の整理が不十分であること	④	申請書、整理資料への反映事項の整理	整理資料に反映する事項について、申請書本文/添付書類/補足説明資料のどこに何を書くかを考え方とともに整理し、具体的に整理資料本文及び補足説明資料に反映する。(整理済、整理資料での記載を精査中) (例) ・第9条(その他外部事象)について発生源の明確化に係る記載を添付書類及び補足説明資料に追加 ・第20条(制御室)、第26条(緊急時対策所)に対する新たな規則要求事項に関する記載を本文、添付書類及び補足説明資料に追加

## 2. 指摘事項に対する対応状況及び今後の見通し(2/2)

- 6月28日審査会合における指摘事項への対応  
指摘事項：十分な体制を構築し検討した整理資料を一式提出すること
- 実施体制としては、6月以降有毒ガス防護の担当者（有毒ガス担当）に既許可における新規制基準適合の対応者（条文担当）を組み入れ、以下の役割分担でこれまでの作業にあたっている。
  - 有毒ガス担当は、影響評価ガイドを踏まえた必要な有毒ガス防護措置の整理（有毒ガス濃度評価を含む）を行うとともに、条文担当が作成した整理資料間の調整を行い（条文間の整合・横並び含む）、整理資料を取り纏める。
  - 条文担当は、有毒ガス防護措置が既許可と整合しているかの確認及び整理を実施し、有毒ガス防護措置として反映すべき事項についての事業変更許可申請書及び整理資料への具体的記載の検討を行う。
- 今後の見通し
  - 指摘事項への対応を反映した資料については、条文単位の整理資料として作成し、速やかに提出することを計画しており、当該整理資料を用いて審査いただきたいと考えている。